

休業支援金・給付金支給申請書

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給申請書(事業主提出用初回続紙)とあわせて提出してください。
事業所ごとにまとめて申請してください。

<2枚目>の「ご確認事項」を確認のうえ、下記①・②の太枠内をご記入ください。代理人等が提出代行等をする場合は③もご記入ください。

① 休業をしている事業所について

1	事業所の名称										
2	中小事業主の該当の有無	<input type="checkbox"/> 1 該当する <input type="checkbox"/> 2 該当しない									
3	事業所の所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村									
4	事業所の雇用保険適用事業所番号	→ <input type="text"/>									
	労働保険番号	→ 都道府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号									
5	今般の申請対象となる休業労働者数	人 (続紙に通番を記入のうえ、その枚数と一致することを確認してください)									
6	事業所の連絡先(電話番号)左詰で記入	- <input type="text"/>									
7	事業所の担当部署および担当者名										

② 事業主署名欄 事業主の方は、下記に署名または記名押印してください。

管轄労働局長 殿	事業主名称 (署名または記名押印) 法人の場合は代表者氏名を、 個人の場合は屋号をあわせて記入	提出日 令和2年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
①の事業所の労働者に係る新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給申請書を、続紙とあわせて、提出します。 なお、本申請書、別添の要件確認書の記入内容および添付書類について、労働局・公共職業安定所から確認のための問い合わせがあった場合は協力します。		

③ 代理人等署名欄 代理人または(提出代行者・事務代理者)社会保険労務士の方は、下記に署名または記名押印してください。

代理人または(提出代行者・事務代理者)社会保険労務士	住所・事務所または法人等の名称・氏名	この申請書の記入内容について、労働局・公共職業安定所が確認のため問い合わせた場合は、協力します。 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
----------------------------	--------------------	---

 この申請書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。

支給申請書への記入漏れや添付書類の不備がある場合は申請書類一式を返送させていただくことになりますので、封入前に記入漏れや書類の不備がないか十分にご確認をいただきますようお願いいたします。

本支援金・給付金について

- ①中小事業主に雇用される労働者が支給対象です。雇用保険被保険者か否かは問いません。令和2年4月1日から9月30日までの間に新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止を理由に事業主から命じられて当該労働者が休業したにもかかわらず休業手当の支払いがない場合に、この支援金・給付金を支給します。
- ②締切は、以下のとおりです。

休業した期間	締切日(郵送の場合は必着)
令和2年4月～6月	令和2年 9月30日(水)
令和2年7月	令和2年10月31日(土)
令和2年8月	令和2年11月30日(月)
令和2年9月	令和2年12月31日(木)

各月の初日から末日まで(休業が月の途中から始まる場合は休業開始日から、休業が月の途中で終わる場合は休業終了日まで)を1支給単位期間とし、毎月(1支給単位期間ごと)の申請が可能です。

また、申請期間内(各支給単位期間ごとに当該支給単位期間に係る月の翌月1日～左記に記載の締切日)であれば、複数月(複数の支給単位期間)をまとめての申請も可能です(例、4～7月分を8月1日から9月30日までの間にまとめて申請可能)。

- ③申請方法は、厚生労働省HPからのオンライン申請または郵送となります。初回の申請方法が郵送の場合は、2回目以降の申請も郵送で、初回の申請がオンライン申請の場合は、2回目以降もオンライン申請をお願いします。郵送の場合、この郵送用申請書(2枚目)や厚生労働省HPに掲載された申請案内動画、リーフレットを参照してご記入願います。なお、労働者本人が労働者用の申請書により申請いただくことも可能です。その場合、事業主におかれては労働者の書類作成等にご協力をいただくようお願いいたします。

申請書の記入項目について

- ①申請書の記入項目はすべて必須です。なお項目4については、5人以下で営む農林水産業等、番号を所持していない一部事業所については記入不要です。
- ②項目1および3は、申請対象労働者が就労している拠点等の情報を記入してください。雇用保険の適用事業所の情報と一致していなくてもかまいません。例えば、雇用保険の適用事業所非該当承認を受けている施設について申請を行う場合には事業所非該当施設の情報を記入していただき、項目4には、その上位組織となる適用事業所の情報を記入してください。

- ③項目2の中小事業主の該当の有無、3の都道府県欄・市区町村欄は当てはまるものいずれかにチェックしてください。項目2で中小事業主に該当しない場合、支給対象となりません。

- ④項目4は、雇用保険の適用がある場合は雇用保険適用事業所番号および労働保険番号を、ない場合は労働保険番号のみを記入してください。事業所の実在を確認できない場合、支援金・給付金のお支払いができません。

- ⑤項目5は統紙の枚数と一致させてください。

- ⑥項目6は連絡のつきやすい連絡先を記入してください。

中小事業主の範囲について

資本金の額もしくは出資の総額が3億円(小売業またはサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主またはその常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を常態として超えない事業主をいいます。

主たる事業	資本金の額または出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

業種	該当分類項目
小売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(繊維・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類 G (情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 中分類411(映像情報制作・配給業) 中分類412(音声情報制作業) 中分類415(広告制作業) 中分類416(映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類 K (不動産業・物品賃貸業)のうち 中分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、中分類791(旅行業)は除く 大分類 O (教育、学習支援業)(中分類81、82) 大分類 P (医療、福祉)(中分類83～85) 大分類 Q (複合サービス事業)(中分類86、87) 大分類 R (サービス業(他に分類されないもの))(中分類88～96)
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
製造業その他	上記以外のすべて

ご不明の点は、以下までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
(厚生労働省委託事業)

0120-221-276

月～金/8:30～20:00
土日祝/8:30～17:15
(年末年始(12/29～1/3)を除く)